

加太の風力発電 計画変更で調査を中断

加太で進められている風力発電計画について7月から環境影響評価の調査が始まりましたが、事業者であるシーテックは、7月17日の加太地域の住民への説明会で調査の中断を明らかにしました。

中断の理由は計画変更です。一つは当初、風力発電機を2千kWから4千kW級としていたのを2千kWから2千3百kW級に小さくします。二つ目は、風力発電機を設置する山頂付近までの進入路を「鉱区禁止地域指定」のある神武谷の林道を使わないことになりました(5月号の議会報告で「土砂災害特別警戒区域」と指摘した所)。

シーテックは中断ではなく計画中止の決断を

こうした計画変更をした上で採算が取れるかどうか考慮し、9月上旬に地元への説明会を開くということです。加太の風力発電計画は、櫻井市長が「大切な自然環境を保全することに換えて、なお再生可能エネルギーの確保が必要か」といった観点から「現状ではこの計画を容認することは難しい」と述べています。

今回の計画変更で加太の住民の納得が得られるはずはなく、シーテックに中断ではなく計画そのものの中止の決断を求めたいと思います。

こうきの日誌(7月1日～7月29日)

赤旗の配達、集金活動等は除く

1日 市消防操法大会	16日 議会報告づくり
2日 党支部会議	17日 相談活動 街頭宣伝
3日 亀山民報づくり	18日 訪問活動
4日 市議団会議 相談活動	19日 野村まち協顧問会議
5日 市議団ニュースづくり	20日 産業建設委員会 議会全員協議会
6日 自然エネルギー問題学習交流会	21日 地区党会議
7日 相談活動	22日 議会報告づくり
8日 城西まち協グランドゴルフ(挨拶)	23日 亀山の戦争遺跡、列車銃撃事件の資料展示
9日 亀山民報づくり	24日 議会改革推進会議検討部会
10日 産業建設委員会の視察(香川県高松市)	25日 亀山駅周辺整備事業対策特別委員会
11日 産業建設委員会の視察(香川県坂出市)	26日 相談活動
12日 産業建設委員会の視察(岡山県津山市)	27日 党支部会議
13日 医療センター院長、統括官らと懇談	28日 市社保協運営委員会
14日 市議団ニュースづくり	29日 訪問活動 相談の件を現場確認
15日 映画鑑賞	

この議会報告についてのご意見、ご感想をお寄せください

この議会報告は毎月月初めに発行しています

好きです 亀山 住みよい街に

2018年 8月 5日 発行 No. 231

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員 服部 孝規

〒519-0156 亀山市南野町6-19-1

ご意見、ご感想は 電話、FAX 0595-82-3646

E-mail kouki@za.ztv.ne.jp 市議団ホームページ 「共産党 亀山」で検索を

指定避難所のエアコン設置 西野公園体育館だけ

7月の豪雨とその後の猛暑から学んだことは、国や自治体が最優先でやるべき仕事は、市民が普通に暮らせて命を落とすことのないようにきちんと施策を講ずることの大きさです。こうした仕事より優先させるものはないはずで。



さて、多くの方が猛暑の中での西日本豪雨による避難所生活を見て「亀山市の避難所にエアコンはあるの?」と思われることでしょう。早速、亀山市が指定避難所としている施設のエアコン設置を調べました。15箇所の指定避難所のうちでエアコンが設置されているのは、西野公園体育館(左の写真)だけでした。

西野公園の体育館は、今年のインターハイやその後の三重国体の競技会場となることからエアコンが設置されました(もちろん、指定避難所であることも設置の理由)。

命に関わることから早急に設置を

西野公園体育館以外の指定避難所としては、東野公園や関B&G海洋センター、東小、西小、神辺小、南小、昼生小、井田川小、川崎小、野登小、白川小、加太小と中部中、関中の体育館が指定されています。しかし、このうちエアコンが設置されているのは、西野公園体育館だけです。

体育館は通常の使用の中でもエアコンは必要です。特に学校では子ども達が集まり集会などを行う時に活用できます。

いつ起きても不思議でない地震や風水害などに対応できるよう、これらの指定避難所には「来年度予算で」とは言わずに早急にエアコンの設置をすべきです。

来年度も司書職員の採用はゼロ 新図書館は?

来年度の職員採用の募集が始まりましたが、図書館司書(正規)の採用は今年度に続き来年度もありません。平成34年4月オープン予定で図書館の駅前移転が進められていますが、その規模は現在の3倍の広さであり、それに伴い多くの職員が必要になります(現在、正規4人、非常勤7人)。計画段階から司書職員が関わる必要がありますが採用ゼロは理解できません。市長の「あるべき図書館像」が問われます。

東畑ばかり落札 「最低制限価格なし」がなせる技

先日、市が市庁舎建設についての市民アンケートを行いました。市民の方にアンケートを見せてもらいましたが、驚いたのはアンケートの内容ではなく、アンケートの委託業者が東畑建築事務所だったことです。東畑建築事務所は、これまで駅前に移転する計画の図書館の基本計画の策定を123万円で落札し、駅前の(再開発組合)準備会が発注した基本計画、基本設計をプロポーザル方式で一者のみの参加で約9,400万円で落札しているのです。そして今回、庁舎建設基本構想の策定支援(市民アンケートも含む)を落札しました。なぜ、東畑建築事務所が次々と落札するのが疑問です。

図書館の基本計画は予定価格の24%で落札

この要因の一つに入札制度の問題があります。振り返れば、図書館の基本計画策定では、指名競争入札で5者を指名し、4者が入札しました。予定価格(事後に公表)は、509万1千円で、東畑は123万円(予定価格の24.16%)という低入札価格で落札しました。入札した他者が、400万円台、500万円台で応札しているのを見てもその異常さがわかります。図書館の基本計画策定を落札することで、次に行われる駅前の基本計画、基本設計の入札を有利に運ぶという狙いで赤字覚悟でやっとなと考えられます。これを可能にしたのが、亀山市の「最低制限価格なし」の入札です。

契約規則では「最低制限価格」は設定できることに

通常、入札は安い方がいいのですが、「安かろう悪かろう」では困りますから入札時に最低制限価格を設けます。これはこの額以下の入札では落札できないという額です。こうした額を設定することで品質を保つ役割を果たしています。亀山市は、亀山市契約規則第8条で、「最低制限価格を設けるときは」という規定があり、その決定は市長に委ねているのです。

今回の庁舎建設基本構想の策定支援では、最低制限価格を設けることなく指名競争入札(5者を指名)で行われ、辞退が2者、3者が入札し東畑が100万円で落札しています。予定価格が157万円ですから、予定価格の63.69%で落札しているのです(ちなみに他の2者は134万円と148万円が入札)。

業者の「狙い通り」を許す入札制度の見直しを

今回の入札で明らかになったのは、業者の「赤字覚悟で落札し次につなげる」というやり方です。図書館から駅前、そして庁舎建設へと確実につなげているのです。業者が狙いを持って仕事を獲得しようとするのは企業としてのやり方ですが、問題はこのような業者の狙い通りのやり方を許してしまっている最低制限価格なしの入札にあります。

「業者の狙い通り」を黙認している櫻井市長の責任が問われています。

全員合意も収支見通しもなく、なぜ組合設立？

7月25日に亀山駅周辺整備事業対策特別委員会が開かれました。今後の取り組みが説明されましたが、現在、事業の前提となる地権者の全員合意もなければ採算が取れるかどうかを明らかにする基本設計や収支見通しも示されていません。そんな中で、再開発組合の設立発起人会(5人以上)の発足を8月上旬に予定しているという説明に委員から批判が出されました。

これまで市は地権者や議会に、地権者の全員合意がない限り組合設立や事業実施は行わないと再三答弁してきましたが、その全員合意がない状態で組合設立の手続きを始めていくというのです。市は全員合意ができていない(というより以前より疑問視する地権者が増えている現状にある)ことは認めながら、最終的には権利変換の時点で全員合意がなければこの事業はできないのでそれまでに理解を得るよう努力する旨の答弁がありました。

地権者や議会へのこれまでの説明を反故に

これまでの特別委員会で採算が取れるのかどうかを質した際に、「基本設計や基本計画、収支計算などができないと答えられない。まずは国の予算を使ってこれをやらせて欲しい」と答弁し、それが示され採算が取れることが確認できれば組合設立に進むという答弁でした。市の説明では、基本設計や収支計算を当初予定を延長して8月末までに作る予定でしたが、これをさらに延長して10月頃にはできると大幅な遅れが生じていることが明らかになりました。

組合設立の前提となる全員合意が得られていない上に、事業の成否を判断する基本設計や収支計算も示されない中での組合設立への動きは、これまでの答弁を反故にする許せない行為です。

最大60戸ものマンションの案 大きな計画変更

特別委員会では、もう一つの大きな問題が報告されました。マンションをつくる計画がありますが、これまで20戸分(うち、権利床が10戸)としていたのを30~50戸分(権利床分は別に10戸)の大きなものに変更しようとしていることです。この案でいけば、最大60戸ものマンションを建てることになり、計画が大幅に変わってきます。まず、60戸もの需要が本当にあるのか、また建物は10階以上の高層になり、駐車場も最大60戸分(1戸に2台として120台)が必要になり、図書館分の100台以上と合わせるとかなり大きな駐車場が必要になるなど新たな問題が生じます。

これだけ大きな計画変更を考えながらその設計も収支計算も示さず、強引に組合を設立しようとするのは認められません。